

不正競争防止法改正の概要と営業秘密管理指針全部改訂について

2016年 2月4日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

改正不正競争防止法が2015年7月に公布され、2016年1月1日に施行されました(以下、「改正法」という)。不正競争防止法は、時代のニーズに応じ、これまでに20回以上改正がされていますが、それでもなお増加する営業秘密漏えいによる日本企業の経済的損失や営業秘密侵害事件の顕在化などを受けて、営業秘密の「侵害し得」の現状に対し、刑事・民事の両面で抑止力を高め、諸外国と比べ遜色がない保護水準とすることを目的とした改正が行われました。^{*1}

2. 不正競争防止法改正の概要

抑止力の向上、刑事・民事での保護の強化等、以下の項目が改正されました。下線部は今回の改正で新たに導入されました。

(1) 刑事・民事上の保護の拡大

・転得者処罰範囲の拡大 (改正法第21条第1項第8号)

従来は営業秘密を不正に取得した者から開示された者(2次取得者)が更に不正に使用又は開示する行為のみが対象であったが、不正開示があったのを知って営業秘密を取得した3次取得者以降の者の不正使用・開示も処罰の対象となった

・営業秘密侵害品の譲渡・輸出入の禁止 (改正法第21条第1項第9号)

営業秘密(技術上の営業秘密)を不正に入手して製造された物品の譲渡等を新たに処罰の対象とし、市場での流通を規制する

・国外犯処罰の範囲拡大 (改正法第21条第6項、第3項第3号)

日本国内で事業を行う者が保有する営業秘密について、国外での使用・開示行為に加え、不正取得も処罰の対象となったことにより、外国のサーバーにおかれた日本企業の営業秘密を国外から不正に取得する行為も処罰対象となった

・未遂行為処罰の追加 (改正法第21条第4項)

不正アクセス行為があったことは確認できたが、証拠隠滅により持ち出し事実を確認できなかった場合等、営業秘密という保護法益の侵害に至る現実的危険性があると評価できる行為が行われたかどうかという点がポイント。^{*2}

(2) 罰則の強化による抑止力の向上

・ 法定刑（罰金）の引き上げ（改正法第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項第 1 号・2 号）

個人の罰金刑：1000 万円以下⇒2000 万円以下

法人両罰：3 億円以下⇒5 億円以下

海外での不正使用行為：個人 3000 万円以下、法人 10 億円以下

・ 非親告罪化（改正法第 21 条第 5 項）

・ 没収規定の追加（改正法第 21 条第 10 項～12 項、第 32 条～40 条）

営業秘密の不正使用・開示行為により取得した利益を没収することができる規定の創設

(3) 実効性の向上

・ 除斥期間の見直し（改正法第 15 条）

10 年⇒20 年

消滅時効は変更なし（3 年）

・ 推定規定の導入（改正法第 5 条の 2）

① 営業秘密である技術情報

② 被告による不正取得行為

③ 被告による関連事業の実施

原告が立証すれば、被告はその営業秘密を使用して生産等したものと推定される。被告は当該技術の不使用を立証しなければならない。従来は、原告が被告の製造方法等を立証しなければならず、侵害の事実を立証するのが困難であった。

*1：平成 27 年 7 月経済産業省「不正競争防止法の改正内容について」2 頁

*2：経済産業省知的財産政策室 平成 27 年不正競争防止法の改正概要 6 頁